

# 長後地区における新たな交通システムの 実証運行計画について

## 目 次

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 導入検討地区             | ．．．．． 1 |
| 2 検討経緯               | ．．．．． 1 |
| 3 実証運行に向けたアンケート結果の報告 | ．．．．． 2 |
| 4 実証運行計画（案）          | ．．．．． 4 |
| 5 今後のスケジュール          | ．．．．． 4 |

第23回 藤沢市地域公共交通会議

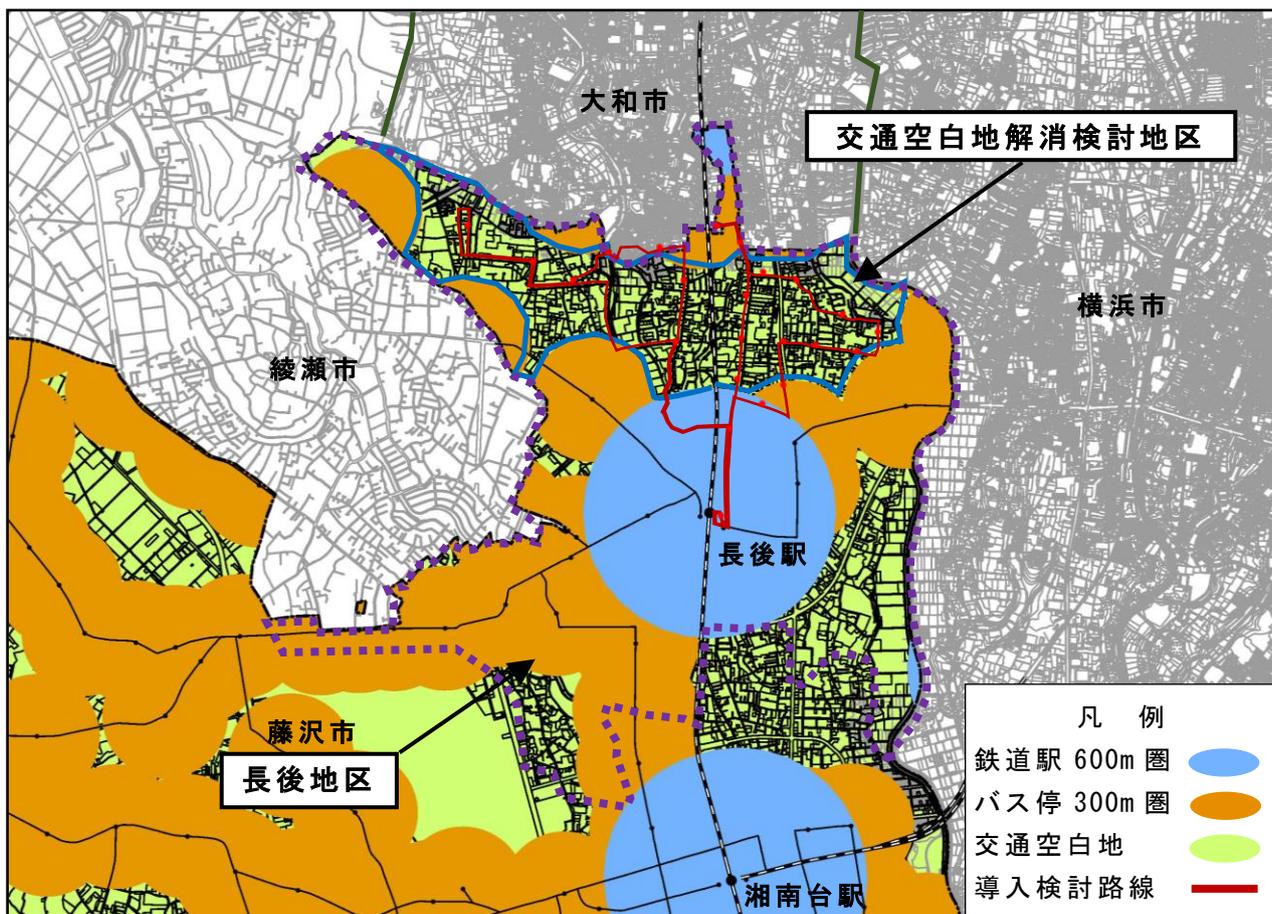
2021年7月16日（金）

藤 沢 市



## 1. 導入検討地区

藤沢市長後地区では、地域組織が主体となり交通空白地解消のため、長後駅東口を起点とした乗合タクシーの運行を予定しています。



## 2. 検討経緯

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 29 年度     | 郷土づくり推進会議に交通手段支援部会を設置し、具体的な検討を開始。  |
| 平成 29 年 10 月 | 第 1 回アンケート実施<br>(長後地区 10, 388 世帯の移動実態や公共交通網の満足度を把握)                        |
| 平成 30 年 10 月 | 第 2 回アンケート実施<br>(第 1 回調査で不便と回答の 5, 685 世帯の移動実態や需要を把握)                      |
| 令和元年 8 月     | 長後地区郷土づくり推進会議から提言書が提出される。  |
| 令和 2 年 3 月   | 交通事業者と協議の結果、地域が主体となって運行を行う地域公共交通の検討を開始。                                    |
| 令和 2 年度      | 交通手段支援部会 (全 8 回実施) で運行計画 (素案) を検討。<br>第 3 回アンケート実施 (令和 3 年 3 月: 3, 921 世帯) |
| 令和 3 年度      | 交通手段支援部会で運行計画 (案) を検討  |

※郷土づくり推進会議：地域特性を生かしたまちづくりを推進するために、藤沢市内 13 地区別に、市民と地域団体などが参画し地域の課題解決を目指す組織

### 3. 実証運行に向けたアンケート結果の報告

#### (1) アンケートの目的

令和3年3月に実施したアンケート調査は、実証運行予定エリアの方を対象とし、地域公共交通を導入した際の需要を調査するために実施しました。

アンケートの際は、次に示す運行の仮定条件を示し、意見を伺いました。

#### 新たな地域交通の導入にあたって仮定する条件

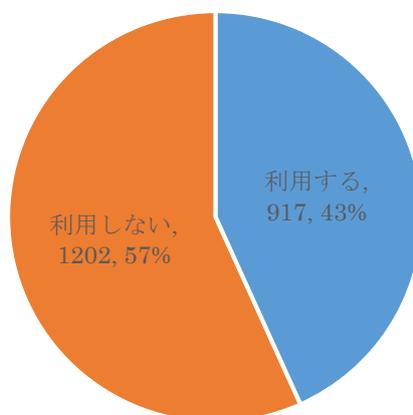
- ・ 運行エリア : 別紙に示す停留所～長後駅東口
- ・ 所要時間 : 20分～30分程度
- ・ 運賃 : 大人300円、小人100円
- ・ 運行頻度 : 東ルート 1時間に1便程度(9往復)  
西ルート 午前2便、午後2便(4往復)
- ・ 運行時間 : 朝9時台～夕方5時台
- ・ 運行日 : 平日
- ・ 運行車両 : 9人乗りワゴン車両(最大)

#### (2) 配布数、回収数

13の自治会・町内会3,501世帯に配布し、2,119世帯からアンケートを回収しました(世帯回収率は60.5%)。

#### (3) 新たな公共交通の利用意向

- ・ 「利用する」とした方は、43%となっています。
- ・ 「利用しない」と回答した方は、「料金が高い」「現在の移動手段から変更しない」が主な理由となっています。

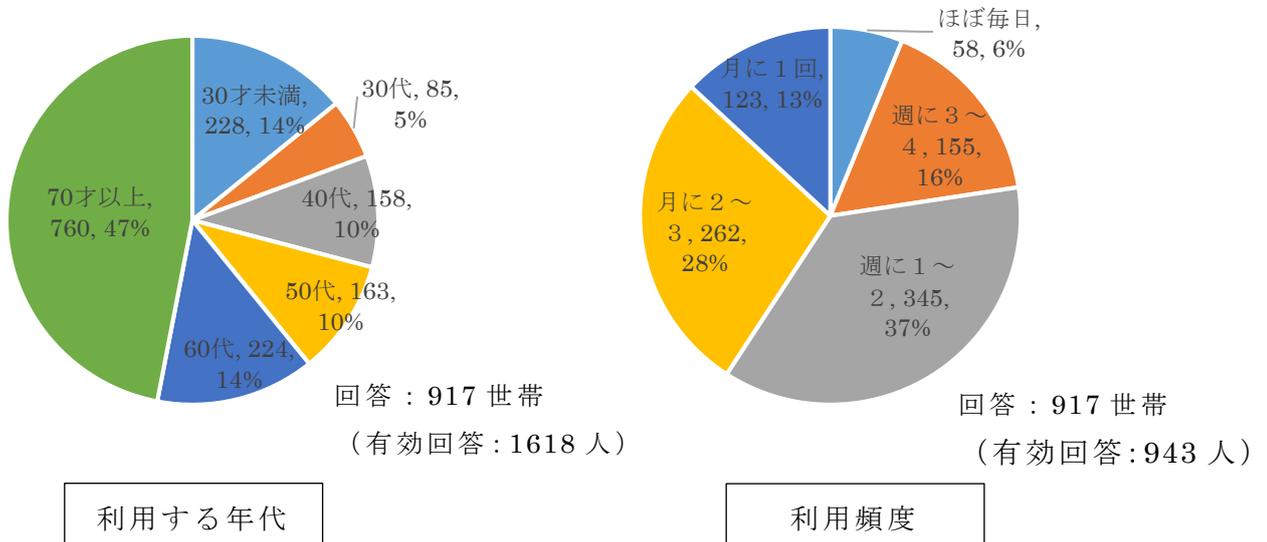


回答 : 2,119 世帯

(4) 利用者の年代及び利用頻度

※利用意向で「利用する」と回答した方を対象

- ・利用する年代は、約半数が70才以上となっています。
- ・利用頻度は、週に1～2日、月に2～3日、週に3～4日での利用を行うとの回答が多くなっています。

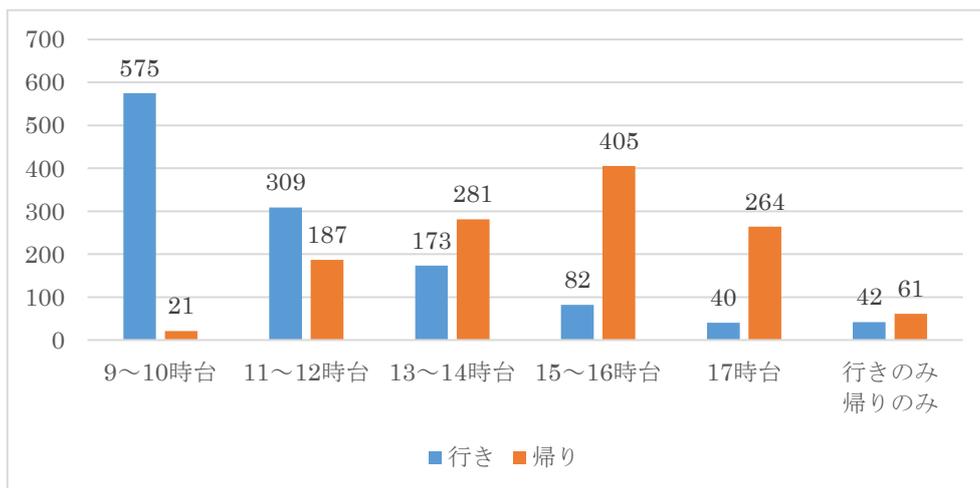


※世帯人数分の複数回答可のため、母数が異なります。

(5) 利用時間帯

※利用意向で「利用する」と回答した方を対象

- ・利用時間帯は、行きは9～10時台に集中しており、約半数となっています。帰りは15～16時台が最も多くなっていますが、その前後の時間でも利用が見られます。



(6) 利用者の推計

アンケートで把握した回答者の利用意向等を踏まえ、新たな公共交通の想定利用者を推計しました。

- ・新たな公共交通を利用する人数は、アンケートで「ほぼ毎日利用する」と回答した58人と想定します。

#### 4. 実証運行計画（案）

##### 想定運行ルート



|       |   |
|-------|---|
| 運行形態  | 路線定期運行型   |
| 運送の区間 | 東ルート：長後駅東口～レーベンスクエア～長後駅東口（4.7km）<br>西ルート：長後駅東口～上谷台公園～長後駅東口（6.5km） |
| 運行回数  | 東ルート：午前9時～午後6時、9回／日（1回／時間）<br>西ルート：午前9時～午後6時、4回／日（1回／2時間）         |
| 車両    | 乗車定員7人又は5人  |
| 停留所   | 21停留所   |
| 運行事業者 | 株式会社ミナミ商会   |
| 運賃    | おとな 300円 こども 100円   |
| 運行日   | 平日運行  |

#### 5. 今後のスケジュール

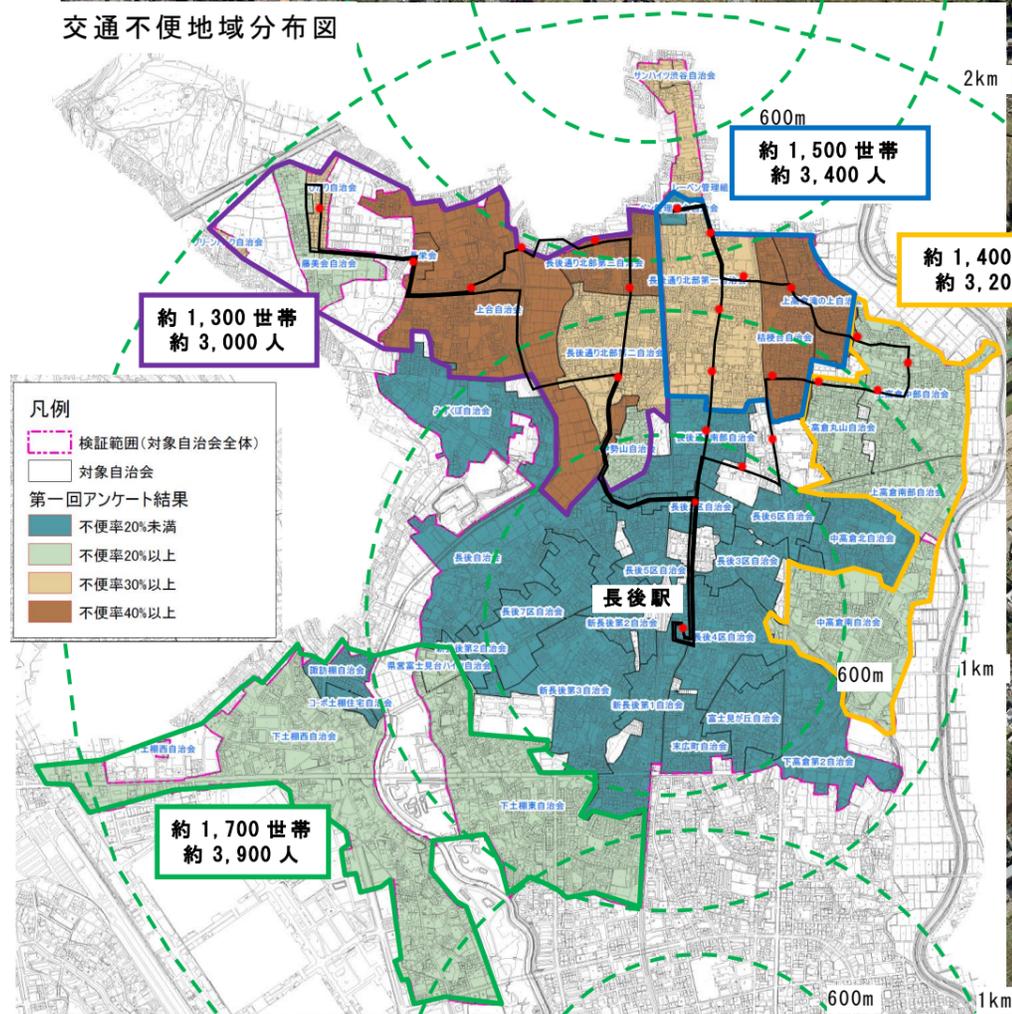
- 令和3年 7月 運輸局への申請
- 令和3年 9月 利用者等への周知
- 令和3年10月～ 実証運行（藤沢市）（予定）
- 令和4年度以降 本格運行（地域組織の運営主体による）（予定）

長後地区の乗合タクシー ルートと停留所

参考資料



交通不便地域分布図



使用車両イメージ



| 西ルート      | 東ルート       |
|-----------|------------|
| 長後駅東口     | 長後駅東口      |
| あいもーる長後   | あいもーる長後    |
| 長後老人憩の家   | 長後小学校前     |
| わかやまサイクル  | 藤沢湘南台病院前   |
| 北部第三      | 上宿         |
| 上合        | 高倉丸山       |
| 長後住宅      | 上高倉        |
| 上谷台公園前    | 滝の上ハイツ     |
| 長後住宅      | 滝の上公園      |
| 上合        | 桔梗台        |
| ふるうつらんど井上 | セブンイレブン長後北 |
| あいもーる長後   | レーベンスクエア   |
| 長後駅東口     | 滝山市民の家     |
|           | 北部第一       |
|           | あいもーる長後    |
|           | 長後駅東口      |

2021年（令和3年）3月4日

各位

長後地区郷土づくり推進会議  
交通手段支援事業部会長

## 新たな公共交通の導入アンケートにご協力ください ～実証運行を予定しています～

**本用紙**をお読みの上、「**別紙**」に示す“運行エリア”やアンケート冒頭の“新たな公共交通（最大9人乗りワゴン車両）の導入にあたって仮定する条件”をご覧になりながら、「**アンケート調査票**」にご回答ください。

日頃より本会議の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、交通が不便な地域の改善を、次のように進めることとしております。

- ・実証運行は、将来の継続的な運行の可否を判断するために行います。
- ・実証運行は、今回のアンケート調査に基づき計画し、利用者について目途がたった段階で、数ヶ月行う予定です（令和3年度後半を予定）。
- ・アンケート結果で利用が見込まれない場合には、計画の中止も検討します。

※実証運行とは期間を定めて試験的に運行するものです。（運行費用は藤沢市全額負担）

今回のアンケート調査は、この地区で新たな公共交通を導入するための重要な資料として利用する予定です。住民の皆様のご協力をお願いいたします。

### <留意事項>

- お答えいただいたアンケート調査票は、回覧として回る「回収袋」に入れてください。無記名で結構です。（回収方法については、各自治会の実情に即します。）**集計結果の報告は5月頃に行う予定です。**
- アンケートは、対象となる地域の方にお配りしています。お答えいただいた内容は、調査目的以外に使用することはありません。
- 実証運行を行う際は、別途ご案内します。
- ご不明な点につきましては、お手数ですが、次のお問い合わせ先までお願いします。

お問い合わせ先：藤沢市 長後市民センター 地域づくり担当 電話 0466-44-1622  
：藤沢市 都市計画課 都市交通計画担当 電話 0466-50-3537

# アンケート調査票

〇〇自治会

## 長後地区での新たな公共交通導入アンケート

回答は、該当する番号に○または( )の中に回答をご記入ください。

### 新たな公共交通の導入にあたって仮定する条件

※条件は今後変更になることがあります。

- ・運行エリア : 裏面に示す停留所～長後駅東口
- ・所要時間 : 20分～30分程度
- ・運賃 : 大人300円、小人100円
- ・運行頻度 : 東ルート 1時間に1便程度(9往復)  
西ルート 午前2便、午後2便(4往復)
- ・運行時間 : 朝9時台～夕方5時台
- ・運行日 : 平日
- ・運行車両 : 9人乗りワゴン車両(最大)

### 問1 家族構成についてお伺いします。(お住まいの方の人数をご記入ください。)

|    |  |
|----|--|
| 年代 | ① 30歳未満 ( ) 人 ② 30歳代 ( ) 人 ③ 40歳代 ( ) 人<br>④ 50歳代 ( ) 人 ⑤ 60歳代 ( ) 人 ⑥ 70歳以上 ( ) 人 |
|----|--|

### 問2 長後地区での新たな公共交通のシステムについてお伺いします。

(1) 仮定する条件で運行する新たな公共交通について、該当する番号に○をつけて、ご回答ください。

|                                 |
|---------------------------------|
| ①利用する                           |
| ②利用しない                          |
| 理由①今の移動手段から変更することはない ②ほとんど外出しない |
| ③料金が安い ④時間が合わない ⑤必要ない           |
| ⑥その他 ( )                        |

(1) で①と回答をされた方は、(2) を回答の上、問3以降にご回答ください。  
(1) で②と回答した方は、問4にお進みください。

※(1) で「①利用する」とお答えになった方にお伺いします。

(2) あなたの世帯で、新たな公共交通を利用する方について、該当する年代に人数をご記入ください。

|    |  |
|----|--|
| 年代 | ① 30歳未満 ( ) 人 ② 30歳代 ( ) 人 ③ 40歳代 ( ) 人<br>④ 50歳代 ( ) 人 ⑤ 60歳代 ( ) 人 ⑥ 70歳以上 ( ) 人 |
|----|--|

### 問3 長後地区での新たな公共交通の利用について

(1) 新たな公共交通の利用頻度について該当する番号に○をつけてください。(複数選択可)

- ①ほぼ毎日 ②週に3～4日 ③週に1～2日 ④月に2～3日 ⑤月に1日程度

※ 利用予定の全ての方の利用頻度をご記入ください。

(2) 新たな地域交通の想定する利用時間帯について、行きと帰り別に該当する番号に○をつけてください。(複数選択可)

|       |   |
|-------|---|
| 行きの時間 | ① 9～10時台 ② 11～12時台 ③ 13～14時台 ④ 15～16時台<br>⑤ 17時台 ⑥ 帰りのみ利用 |
| 帰りの時間 | ① 9～10時台 ② 11～12時台 ③ 13～14時台 ④ 15～16時台<br>⑤ 17時台 ⑥ 行きのみ利用 |

(3) 利用する停留所を裏面に記載する停留所番号からお選びください。(複数選択可)

- ①自宅側停留所→( ) ②目的地側停留所→( )

※ 行き先が複数となる場合は、目的地側停留所を複数ご記入ください。

### 問4 自由意見(長後での新たな公共交通について、ご意見等あればお願いします)

(例) 運行エリア、所要時間、運賃、運行頻度、運行日について

---

---

---

---

---

---

---

---

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

長後地区での運行ルート図



## 参考法令（抜粋）

### ○道路運送法

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 1～3 …省略

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5～6 …省略

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

### ○道路運送法施行規則

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条 1 …省略

- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3 …省略

道路運送法第9条第4項及び  
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和3年7月16日開催の藤沢市地域公共交通会議において、協議が整ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域
  - 01系統 長後駅東口～レーベンスクエア～長後駅東口（4.7km）
  - 02系統 長後駅東口～上谷台公園～長後駅東口（6.5km）  
（別紙1 路線・系統図のとおり）
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - 01系統 長後駅東口～レーベンスクエア～長後駅東口（4.7km）
  - 02系統 長後駅東口～上谷台公園～長後駅東口（6.5km）  
（別紙1 路線・系統図のとおり）
3. 運行系統毎の運行回数
  - 01系統 午前9時～午後6時、9回
  - 02系統 午前9時～午後6時、4回
4. 車両概要
  - ・乗車定員 7人又は5人
  - ・使用車両数 6両
  - ・予備車 使用車両に含む
5. 運行の態様について  
道路運送法第21条による乗合運送許可（路線定期運行型）
6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 大人（中学生以上）       | : 300円          |
| 小人（未就学児除く中学生未満） | : 100円          |
| 幼児（未就学児）        | : 大人1人につき2名まで無料 |

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

令和3年10月1日から1年以内

(2) その他条件

- ・ 株式会社ミナミ商会が運行を行う。
- ・ 乗りこぼし対策として、乗車定員に達した場合でも運行を継続し、停留所毎の乗車待ち人数を把握したうえで、続行便の無線手配や、10人乗り車両の使用等を行う。
- ・ 運行を行う交通事業者及び藤沢市は、関係する地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。
- ・ 軽微な変更に関しては、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。

2021年（令和3年）7月 日

藤沢市地域公共交通会議

会 長

### 路線・系統図

運行ルートおよび停留所

